

令和 8 年度
余目広報車
(消防署余目分署配置)

仕 様 書

酒田地区広域行政組合

第 1 総則

1 目的

この仕様書は、令和 8 年度において酒田地区広域行政組合消防本部（以下「本部」という。）が購入する広報車（以下「車両」という。）の仕様について定めるものである。

2 適合法令

車両は、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）

3 艤装については、日本消防検定協会の定める「消防車両の安全基準について」の項目を満たすものとする。

4 完成車の納入は、自動車及び艤装各般並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後納入するものとする。なお、車両は消防活動に使用することを目的とするもので、艤装及び設計に起因する故障等不具合が生じた場合は受注者が責任を負うものとする。

5 車両、積載品及び付属品は無線機を除き全て新規製品のものであり各部構造装置は堅牢で耐久性に富み、安全で消防活動等の酷使に十分耐えるものとする。また、仕様書内の物品、装備品及び付属品で製作所、製品型式等が明記されているものについては、同等以上と本部が認める場合は、変更を認めるものとする。

6 受注者は製作に当たり、取付装置等の変更を要する場合及び艤装上疑義を生じた場合は、本部の承認を得て工程を進めるものとする。

7 受注者は、契約締結後速やかに仕様内容について本部と詳細な確認を行うこと。その結果に基づき、次の関係書類を本部に契約締結後 90 日以内に A4 ファイル綴りで各 3 部作成して提出し、承認を受けた後に艤装を行うものとする。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（次の内容でファイルすること）
 - ア 艤装 5 面図（前後、両側面及び上方の 5 図面）
 - イ 諸元表（車両関係、装備品等。）
 - ウ 車両の配線及び電気系統図

8 検査

検査は中間検査及び納入時の完成検査とする。

(1) 中間検査

中間検査は原則として書類審査とし、本部が必要と認めたときに現地調査を実施する。書類審査は、消防本部庁舎内において実施し、提出された資料（製作工程中の写真等）をもとに受注者立会いのうえ、消防長が指名した本部職員が実施する。検査の結果不合格と認められた場合は、直ちに補修・交換・修理等を行い報告すること。

(2) 完成検査

車両は、道路運送車両法に基づく新規登録の完了した後に、本部の指定した場所で受注者立会いのうえ、消防長が指名した本部職員が次の検査を行うものとし、検査の結果、設計製作上の不良等に起因する故障及び不良品等がある場合は、直ちに修理等を行い、再検査を受けるものとする。

ア 一般艀装検査

イ 車両への取付状態及び取付品、付属品の検査

ウ 通信機器等の検査

9 購入台数、納期及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

(2) 購入台数 1台

(2) 納期 令和9年4月30日

(3) 納入場所 東田川郡庄内町余目字滑石54番地4

酒田地区広域行政組合消防署余目分署

※ 積載品及び付属品等も含めて納入とする。

10 納入時提出書類

受注者は、車両の納入時に次の関係書類各3部を本部に提出すること。

(1) 完成図書

（製作承認図に準じたものとし、次のものを追加すること）

ア 改造自動車等審査結果通知書（写）

イ 使用材料表（装備品を含む）、使用ヒューズ、電球形式一覧表及びパーツリスト

ウ 自動車車検証（写）

エ 緊急自動車届出書（写）

(2) 車両、取付品及び付属品の取扱説明書（2部）

(3) 新規登録後の前後、両側面及び上部前後の写真データ及び取付品、取付装置並びに付属品の写真データ

11 契約及び保証については、次のとおりとする。

(1) 車両の保証期間については、各メーカーの公表した期間とする。

ただし、車両を納入後2年以内に塗装部分に剥離、変色及び亀裂等の異常が生じた場合は、再塗装を行うものとする。その他、保証期間が経過した場合であっても設計・資器材及び製作上の不備による故障等一切は受注者の負担とし速やかに修復するものとする。

- (2) 車両積載物品の保証期間は、各メーカーの公表した期間とする。ただし、メーカーの保証期間がないものについては1年間の保証期間とする。なお、保証期間が経過した場合であっても設計不良・工作施工不良・材質不良に起因する不具合が生じた場合は無償で修理交換するものとする。
- (3) 車両の納入に至るまで、検査及び故障修理のため技術指導者を派遣した場合は、要した費用の一切を受注者の負担とする。
- (4) 車両の新規登録に要する費用については受注者が負担する。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、リサイクル料は本部が負担する。（納車前に支払いの必要がある場合は受注者が一時的に立て替えて支払うものとし、本部に請求することとする。）
- (5) 使用開始後1か月又は走行距離が1,000kmのいずれか早い時期及び5,000kmを超えた時点で、それぞれシャシ納入ディーラーにおいて点検を行うこと。またこれらの点検時には給油脂類（エンジンオイル・エレメント類及びその他の消耗部品）の交換を実施することとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、車両納入後、構造説明及び取扱訓練関係する技術者を派遣し、技術指導を行うものとする。
- (7) 製作承認後における一切の疑義は、全て本部の解釈に従うものとする。

1.2 納入時の点検整備

受注者は、車両を納入する時は、車両等各部について点検整備を行った後に納入するものとする。

1.3 更新車両引渡し手続き

- (1) 更新対象車両は、以下の手続きを行うこと。なお、費用は受注者負担とする。
 - ア 車両の一時抹消登録
 - イ 緊急自動車届出確認書の返納
 - ウ 自動車損害賠償保険料の払戻
- (2) 納入日から1か月以内に車体に表示された名称を確実に除去し、赤色警光灯・サイレン・消防章を取り外すこと。車両は当組合で保管する。

令和8年度更新車両

種別 広報車

登録番号 庄内800 さ 203（余目分署）

第2 車両の仕様

1 車両については、次のとおりとする。

- (1) シャシは令和8年度製のものとする。
- (2) 全長 4, 200mm以上、4, 400mm未満とする。
- (3) 全幅 1, 650mm以上、1, 750mm未満とする。
- (4) 全高については、1, 800mm以下とする。
- (5) トランスミッションについては、ATまたはCVTとする。
- (6) 乗車定員については、5人とする。
- (7) ドア数は5ドアとする。
- (8) 最小回転半径は5.3m未満とする。
- (9) 車両及び車両の構成部品は、全て新規製品を使用するものとする。
- (10) 使用材質及び部品は、新規製品及び新品のものを使用するものとする。
- (11) 標準取付品及び付属品は、公表したものすべて納入するものとする。ただし、本仕様書で指定したものと重複するものについては、除くことができる。

2 使用材質及び部品の規格

- (1) 車両に使用する材質及び部品は、特に指定するものを除き、日本産業規格のものを使用するものとする。
- (2) その他の材質は、次のとおりとする。
 - ア プラスチック類は、全て難燃性のものを使用するものとする。
 - イ ゴム製品は、全て耐油性の合成ゴムを使用するものとする。
 - ウ 木材を使用する場合は十分乾燥したものを使用し、製作後変形、歪み等が生じないものとする。

第3 車両本体

1 本体は、シャシー、ボディー及び付属装置から構成されるものとし、各部の構造及び性能は、次のとおりとする。

- (1) 外板は、主として金属性とする。
- (2) 総体的な重量軽減を図り、前・後輪荷重及び左右荷重のバランスを考慮するものとする。
- (3) 構造は、堅牢で耐久性が十分にあるものとする。
- (4) 板金等の切断端には、危害防止のため丸みを付け、また、溶接のバリ等が残らないものとする。
- (5) 全般にわたり、防水性を施すものとする。
- (6) 寒冷地仕様のものとする。
- (7) 四輪駆動とする。
- (8) 時計、ラジオ、トリップメーター、その他車両の運行及び保持に必要な計器類を装備

しているものとする。

- (9) タイヤは、アルミホイール付ラジアルタイヤとする。
- (10) フロント及びリヤはパワーウインドウとする。
- (11) エアバッグを運転席及び助手席に装備するものとする。
- (12) コーナーにおける障害物を検知するコーナーセンサーを装備すること。
- (13) 前方自動車等に対して衝突の危険を回避又は被害の軽減を図るため、衝突被害軽減制動制御装置を設けること。
- (14) 自動車用消火器を装備すること。

2 エンジン性能

水冷4サイクル4気筒以上で総排気量1,300cc以上、最高出力95ps以上のエンジンとする。

3 懸架装置

- (1) 十分な緩衝性能を有するものとする。
- (2) 資器材を用いた業務の遂行にあたり、十分な性能を有するものとする。

4 電装品

- (1) 熱に弱い電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとって取付けるか、又は防熱対策を施すものとする。
- (2) 配線は、容量十分なケーブルを使用し、天井及び側板内等に敷設するものとする。

5 燃料タンク及び燃料配管

- (1) 燃料タンクの容量は、42L以上とする。
- (2) 燃料配管とエンジン部及び燃料配管と燃料タンクとの接続部は、耐熱性及び可動性のある部材をもって強固に固定するものとする。

6 ボディー

- (1) 全有蓋で密閉式構造のものとする。
- (2) 内装及び天井
 - ア 天井は、断熱性及び遮音性を考慮した構造とする。
 - イ 各機器取付け部の天井裏面を強固に補強するものとする。
- (3) 床等
 - 標準仕様とする。
- (4) ドア
 - 純正品の集中ロック機能（リモートコントロールエントリーシステム）を有するものとする。（同機能を有するキー3本付き）

第4 取付品

別表1に掲げるものとし、主な取付品を次により取付けるものとする。

(1) 一般的事項

- ア 取付品は、補強を十分に施し取付けるものとする。
- イ 取付品は、無線障害の少ないものを使用するものとする。
- ウ 取付品の配線は、十分な容量のあるケーブルを使用し、内側に露出しないものとする。
- エ 各装置の液（油）量の確認は、容易に行えるものとする。

(2) 電装品関係

- ア ヘッドランプは、LEDとする。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
- イ フォグランプは、LEDとする。ただし、標準仕様及びオプション仕様に設定がない場合はこの限りではない。
- ウ 前上部に大型散光式赤色警光灯（LED）を取り付け、サイレン音による連動または操作により発光パターンが変化する装置を設けること。
- エ 前部赤色点滅灯はLEDとし、車両前部バンパーまたはその周辺の左右に取り付けるものとする。
- オ 電子サイレン（拡声装置付）は、次のとおりとする。
 - (ア) サイレンアンプは赤色警光灯の発光パターンと連動出来るものとする。
 - (イ) アンプ部は、運転席及び助手席のどちら側からも操作できるように、センターコンソール又はその付近に設けるものとする。
 - (ウ) スピーカーは、防雪措置を講ずるか、またはバンパー内に取付けるものとする。
 - (エ) 助手席付近には、ハンドマイクのハンガーを設けるものとする。
 - (オ) ウーウー音及び注意メッセージのスイッチを、ステアリングまたは運転席の運転操作に支障のない位置に設けるものとする。
- カ 最新式の車両外部をモニターするドライブレコーダーを取り付けることとする。
- キ 増設ヒューズボックスは、交換しやすい位置に設けるものとする。

(3) その他

- ア 消防章は、フロントの中央部に架台を設け取付けるものとする。
- イ サイドバイザーを運転席、助手席及び後部座席左右に取付けるものとする。
- ウ 前後のタイヤハウスに泥除けを取付けること。

第5 積載品及び付属品

積載品及び付属品は、別表2及び別表3のとおりとする。なお、表中で商品名等が記載されているものについては、これと同等以上の性能を有するものとする。

第6 塗装関係

(1) 塗装全般

車体の塗装は赤色とし、上質塗装で入念に吹き付け仕上げをするものとする。また、後処理はクレオール等で赤色若しくは無色の防錆処理を行い、電子防錆処理（ラストアレスター）を取付けるものとする。エンジンルーム、タイヤハウス等錆が発生しやすい箇所にエンドラスト処理を行うこと。

(2) 文字記入

ア 車両両側の指定位置に、白色反射テープで左横書きによる「酒田地区広域消防」とヒラギノ角ゴW7、一字12cm角で記入するものとする。

イ 車両後面の指定位置に、白色反射テープで左横書きによる「余目広報」ヒラギノ角ゴW7で記入するものとする。（サイズは別途協議）

第7 無線機等

無線機は更新車両から取外し、新車両に取付けるものとする。

取付調整

(1) 一般事項

取付けに際しては安全の確保に努め、その管理に十分留意して行うものとする。

(2) 取付

取付けの必要な装置は、人体の接触及び振動等により外れないよう堅固に固定するものとする。また、取付けにあたっては、車両等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、本部の指示に従い、受注者の責任において速やかに修復するものとする。

(3) 機器の調整

機器の調整範囲は、この仕様書内全ての機器とし、仕様事項を満足させるものであること。

(4) アンテナ基台

車外上部にアンテナ基台を取付ける。

(5) 配置・配管等

無線機とアンテナの配管・配線は、本部の指示により施工するものとする。

(6) 電源は、アクセサリ連動とすること。

(7) 完全に防水措置をすること。

第8 銘板

銘板は、次により取付けるものとする。

(1) スイッチ類には、名称及び「入・切」または「ON・OFF」の表示を行うものとする。

(2) 本部が指示する箇所には名称を表示するものとする。

第9 その他

本仕様書で商品名等が記載されているものについては、これと同等以上の性能を有するものとする。

また、新製品が発売された場合は、本部と協議すること。

別表 1

取付品一覧表

番号	品 名	数量	備 考
1	前部大型散光式赤色警光灯	1 式	W H E L E N C V S 1 0 R 1 2 2 0 C M K A J (自在金具) 付 防雪カバー付 L E D 式 発光パターン変化
2	前部赤色点滅灯	1 式	W H E L E N 製 W I O N B R L E D ・ 点滅式 (2 個)
3	電子サイレン	1 式	大阪サイレン M a r k - D 2 シリーズ T S K - D 2 5 1 (5 0 W) D C 1 2 V
4	フォグランプ	1 式	L E D 式
5	運転室室内灯・荷室室内灯	1 式	標準
6	消防章	1 式	フロント中央部台座付
7	サイドバイザー	1 式	運転席、助手席及び後部座席左右
8	泥除け	1 式	前後左右タイヤハウス
9	ドライブデータレコーダー	1 式	自動録画、2 0 0 万画素以上、視野角対角 1 5 0 度以上、2 . 4 インチ以上液晶、 m i c r o S D カード (3 2 G) 付
10	コーナーセンサー	1 式	
11	衝突被害軽減制動制御装置	1 式	被害軽減ブレーキ
12	無線機取付用ブラケット	1 式	
13	無線機アンテナ	1 式	
14	ブラケット	1 式	無線機アンテナ取付用
15	無線機用スピーカー	1 式	運転室足元 (ON・OFF スイッチ付) (サイレンスピーカーと共有)
16	冷暖房装置	1 式	標準
17	消火器	1 本	自動車用 (ブラケット付)
18	防錆処理	1 式	赤色又は無色の塗料 ラストアレスター R A 0 4 エンドラスト処理

別表 2

積載品一覧表

番号	品 名	数量	備 考
1	拡声器	1 個	ノボル電機 TD-501Y ショートストラップ付
2	背負い式水のう	5 基	マルヤマエクセル株式会社 ウォータージャケット WJ-18K2

別表 3

付属品一覧表

番号	品 名	数量	備 考
1	スペアタイヤ	1 本	ラジアル（純正ホイール付）
2	スタッドレスタイヤ	4 本	ラジアル（アルミホイール付）
3	チェーン	1 式	イエティ スノーネット 収納袋付（同等品）
4	フロアマット	1 式	運転席、助手席及び後部座席
5	ラゲッジマット	1 個	荷室（防水加工）
6	車輪止	2 個	ゴム製 1 セットロープ付
7	スノーブレード	1 式	フロント、リヤ
8	非常停止表示板	1 個	
9	予備電球	1 式	ヘッドライト、フォグランプ含む
10	予備ヒューズ	1 式	